

## 運用ガイドライン(通知)等の見直し (省令通知改正、厚年)

対象先	DB年金	<b>厚年基金</b>	DC	退職金	その他
内容	<b>法令通知</b>	財政運営	<b>資産運用</b>	会計基準	その他

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

標記につきましては過日、意見募集<sup>1</sup>が行われておりましたが、今般、省令通知<sup>2</sup>が改正され、意見募集で寄せられた意見への回答が公開されましたのでご案内致します。

#### 【ポイント】

- 意見募集の内容とほぼ同じ内容での改定となった。
- 意見募集からの主な変更点は、以下のとおり。
  - ・「運用の基本方針において、オルタナティブ投資を行う場合の留意事項を定めること」に係る改正の施行日が、「公布の日」から「平成25年4月1日」に改められた点。
  - ・資産運用委員会の構成員に、「専門的知識及び経験を有する者」を加えることが義務化された点。

1 [年金ニュースNo.300](#) ご参照

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120156&Mode=2>

2

厚生年金基金規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第133号）

「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」の一部改正について 年発0926第4号 平成24年9月26日

「厚生年金基金の年金給付等積立金の運用に係る基本方針について」の一部改正について 年発0926第7号 平成24年9月26日

「厚生年金基金の運用受託機関に対し掲示すべき年金給付等積立金の運用指針について」の一部改正について 年発0926第8号 平成24年9月26日

「厚生年金基金の資産運用に係る事務の取扱いについて」の一部改正について 年発0926第3号 平成24年9月26日

改正の概要は次頁以降をご参照

## 2. 運用ガイドラインの主な改正点と概要

主な改正点 ならびに施行日		7/13意見募集(年金ニュース No.300 参照)	改正内容 ならびに寄せられた意見への回答
目的 (施行日; 公布日)		✓厚生年金基金が公的年金の一部を代行していることを踏まえ、リスク管理に重点をおいた運用が必要である旨を追加。	【原案どおり】
政策的資産構成割合 (基本ポートフォリオ) (施行日; 平成25年4月1日)		✓努力義務となっている政策的資産構成割合の策定を義務化。	【原案どおり】
運用の基本方針	(1) 集中投資 (施行日; 平成25年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓特定の運用受託機関の特定の商品に対する資産の運用委託が、基金の資産全体から見て過度に集中しないよう、基金は集中投資に関する方針を定めなければならない。</li> <li>✓基金は運用の基本方針を厚生労働大臣に届け出なければならない。</li> </ul>	<p>【原案どおり】</p> <p>&lt; 行政回答の主なポイント &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓行政における一律の数値規制等は定めず。</li> <li>✓コスト抑制の観点から、パッシブ運用商品や生保一般勘定に集中して投資することは、集中投資を行う「合理的な理由」に該当する。</li> </ul>
	(2) オルタナティブ投資を行う場合の留意事項 (施行日; 平成25年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓当該投資の「目的」「位置付けとその割合」「固有のリスクに関する事項」を定めなければならない。</li> <li>✓運用受託機関の選任に当たって、「組織体制に関する事項」「財務状況等」に留意しなければならない。</li> <li>✓運用商品の選定にあたって、運用受託機関に確認すべき事項が明記された。</li> </ul>	<p>【意見募集との変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>施行日の変更</b> 公布日 平成25年4月1日</li> </ul> <p>運用の基本方針に規定する内容の検討や、基本方針の変更手続などに一定の準備期間が必要であるため</p> <p>&lt; 行政回答の主なポイント &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓伝統的資産に係る市場リスクのヘッジ目的や現物資産の代替目的でデリバティブを用いる場合は、オルタナティブ投資に含まれない。</li> <li>✓施行日において既に採用している運用受託機関や運用商品については、直接適用されず、運用受託機関の評価や見直しの際に留意すべき。</li> </ul>

主な改正点 ならびに施行日		7/13意見募集(年金ニュースNo.300 参照)	改正内容 ならびに寄せられた意見への回答
運用委託	(1)運用受託機関の選任 (施行日;公布日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓選任の際に投資判断を行うファンドマネージャー等に対するヒアリングを行うことが望ましい。</li> <li>✓必要に応じて運用コンサルタントや資産運用委員会にもヒアリングする。</li> </ul>	<p>【原案どおり】</p> <p>&lt;行政回答の主なポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓運用委託先の決定に当たり、営業担当者だけでなく、運用実務に携わる者による実態に即した情報を得た上で判断することを企図したものであり、ヒアリング先をファンドマネージャーに限定したのではない。</li> </ul>
	(2)運用受託機関の評価 (施行日;公布日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓評価の基準として、以下の留意事項が示された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定量評価(アクティブ運用においては、リスクに対してどの程度のリターンが上げられるかの効率性を示す指標等)</li> <li>・定性評価(投資方針、組織及び人材、運用プロセス、事務処理体制、コンプライアンスに関する具体的なチェック事項)</li> </ul> </li> </ul>	【原案どおり】
運用コンサルタント等の利用 (施行日;平成25年4月1日)		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓金融商品取引法第29条の規定による投資助言・代理業を行う者としての登録を受けている者を契約の相手方としなければならない。</li> <li>✓当該運用コンサルタント等の運用受託機関との契約関係の有無を確認しなければならない。</li> </ul>	【原案どおり】
研修等 (施行日;平成25年4月1日)		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓管理運用業務に携わる者は、企業年金連合会等が実施する資産運用に係る研修を受講しなければならない。</li> </ul>	<p>【原案どおり】</p> <p>&lt;行政回答の主なポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓行政としては、研修の実施主体について、基金の役職員が受講しやすい環境づくりという観点から企業年金連合会との連携を強化する。</li> </ul>
理事等の禁止行為 (施行日;公布日)		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓国家公務員倫理規程(平成十二年政令第一百一号)に準拠して基金の役職員の職務に係る倫理に関する規程を定めなければならない。</li> </ul>	【原案どおり】

主な改正点 ならびに施行日		7/13意見募集(年金ニュース No.300 参照)	改正内容 ならびに寄せられた意見への回答
資産運用委員会	(1) 構成員 (施行日; 平成25年4月1日)	✓ 構成員に、金融又は経済に関する学識経験者や実務経験者を加えることが考えられる。	【意見募集との変更点】 ✓ 構成員に、 <u>専門的知識及び経験を有する者を加えなければならない。</u>  「専門的知識及び経験を有する者」の選定については、意見への回答にて「特定の資格要件が求められるものではない」とされており、各基金の判断によると思われます。
	(2) 資産運用委員会の議事 (施行日; 平成25年4月1日)	✓ 議事録を保存しなければならない。 ✓ 理事は直近の代議員会に報告するほか、加入員等に周知しなければならない。	【原案どおり】
その他	(1) 代議員会への報告 (施行日; 平成25年4月1日)	✓ 報告内容の例として以下を追加。 ✓ 運用受託機関の選任状況、評価結果・リスク管理状況・理事等の自己研鑽の状況。	【原案どおり】
	(2) 加入員及び事業主への情報開示 (施行日; 平成25年4月1日)	✓ 加入員等へ周知すべき業務概況事項の中に、資産運用委員会の議事の概要を加える。	【原案どおり】 < 行政回答の主なポイント > ✓ 具体的な周知の内容・方法は、議事録そのものではなく、議論の内容や結果を要約したものを「基金だより」で周知する等、各基金に委ねられた。

### 3. 資産運用業務報告書の主な改正内容

主な改正点 ならびに施行日	7/13意見募集(年金ニュース No.300 参照)	改正内容 ならびに寄せられた意見への回答
資産運用業務報告書の改正 (施行日; 平成25年3月末基準で 平成25年9月末までに報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓「政策的資産構成割合」を報告内容に追加</li> <li>✓「オルタナティブ」の報告内容に以下を追加              資産区分として「オルタナティブ」を他の資産と区分して報告              オルタナティブの種類(ヘッジファンド、不動産等)毎に更にそのファンドの分類(ヘッジファンドであればファンド・オブ・ヘッジファンズや株式マーケットニュートラル等)を行った上でファンド毎の残高の構成割合を報告</li> <li>✓その他追加項目              運用機関別残高及び構成割合              資産全体及びオルタナティブを含む8資産クラス別の運用実績(収益率)              基金が使用するベンチマーク              総幹事会社及び運用コンサルタント</li> </ul>	【意見募集との変更点】 ✓運用実績(資産別総合収益額、修正総合利回り等)の記載欄に、「バランス型ファンド」の選択肢の追加。

# 【ご参考】有識者会議報告での検討項目と改定の方向性

実現度は「報告」の記載内容や直近の動向による弊社推測。  
 ……実現可能性が高いと思われる事項  
 ……今後の検討次第で実現可能性が高まるとと思われる事項

検討項目		改定の方向性	実現度
1 資産運用規制の在り方	受託者責任の明確化	分散投資の徹底	・ 政策アセットミックスの策定義務化・運用基本方針の届出義務化等
		忠実義務の徹底	・ 役職員の職務に関する倫理規程を制定
	基金の資産管理運用体制の強化	運用受託機関の選任・評価	・ 運用ガイドラインへの追加「定性評価における投資方針」「組織・人材、運用プロセス等に関する着眼点」「オルタナティブ商品選定時に運用受託機関へ説明を求めるべき事項」など
		基金のガバナンス・情報開示	・ 代議員会等に説明すべき事項の例示を運用ガイドラインに追加 ・ 基金の監事監査規程を修正（監査におけるチェックリストに改定後のガイドラインの内容を反映） ・ 監査結果等について代議員会への報告を義務化
		資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上	・ 連合会等の研修受講を義務化し、代議員会等にその取組状況を報告する等、積極的な取組を促す
	外部の専門家等による支援体制や行政等による事後チェックの強化	資産運用委員会	・ 資産管理運用業務に関連する専門的知識・経験を有する者を構成員に加えることを努力義務化 ・ 資産運用委員会の議事等の概要を代議員会へ報告、事業主や加入員等にも周知する
		運用コンサルタント	・ 今後は金融商品取引業法上の投資助言・代理業者の登録を行っていることを契約の要件とし、他の運用受託機関との関係で利益相反がないかどうかについて確認
行政による事後チェックの強化		・ 厚労省が策定する監査要綱を見直して改定後のガイドラインの内容を反映したチェックリストを作成 ・ 基金は監査結果を代議員会へ報告することとし、今後の基金の資産管理運用業務に適切に反映	
2 財政運営の在り方	予定利率の引下げ		・ 予定利率の引下げに伴う掛金引上げについて、できるだけ平準化し、予定利率を引下げやすくする方策を検討
	積立不足への対応（給付減額要件の緩和等）		・ 結論出ず（以下の両論を併記） 「理由要件」や「手続要件」、受給権者減額の際の一時金支払いについて見直すべき。 上乗せ部分の給付は賃金の後払い的性格を有しており、安易な引下げを行うべきではない。
	解散基準等（理由・手続き要件の緩和、解散命令の発動基準）		・ 現行の解散基準を緩和することや、指定基金制度と組み合わせつつ、一定の要件を定めて解散命令を機動的に発動していくということなどが考えられる。
3 厚生年金基金制度等の在り方	代行制度の今後の在り方（厚生年金基金制度の存続）		・ 結論出ず（以下の両論を併記） 代行制度が公的年金である厚生年金の財政に与える影響という観点から一定の期間をおいて廃止すべき。 代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割という観点から維持すべき。
	代行部分の財政運営の在り方	最低責任準備金の在り方（最低責任準備金の算出方法）	・ 代行給付費の計算に当たって用いられる係数（0.875）を早急に見直す ・ その他（期ズレ解消、給付現価負担金の交付基準見直し）は結論出ず
		代行割れ問題への対応（特例解散制度の在り方）	・ モラルハザードの防止に留意しつつ、特例解散における現行の納付額の特例措置や連帯債務の仕組みを見直すことを検討（連帯債務の仕組みは、解散時に各事業所の債務が確定できるようにすることを検討）
	中小企業の企業年金の在り方（厚年基金、DB、DC等）		・ 給付設計の弾力化や制度運営コストの低減を図るための規制緩和や税制改正、税制優遇措置のある退職個人勘定の創設等を検討

今回改定済

9/26付で改定

秋以降、社会保障審議会年金部会等にて検討

以上